

「船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示案」
に関するパブリックコメントについて

平成 20 年 5 月
海事局安全基準課

1. 背景

現在、海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために策定された、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS 条約」という。）」が発効しており、我が国もこの条約の締約国である。

1980 年代に多発した貨物艙内の劣化を原因とする船体亀裂に伴うバルクキャリアの沈没事故を契機に国際海事機関（以下「IMO」という。）においてその安全対策が検討されてきた。

そのひとつとして、2004 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海上安全委員会 (MSC79) において、バルクキャリアの更なる安全性を確保することを目的としたバラストタンク及び二重船側部に適用する防しよく塗装性能基準について本格的な検討が開始された。さらに、IMO 第 80 回海上安全委員会 (MSC80) において、この防しよく塗装基準は、バルクキャリアのみならず、全ての種類の船舶に適用することが適当であることが合意された。

その結果、2006 年 12 月に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会 (MSC82) において、塗装基準強化のための SOLAS 条約改正（Ⅱ-1 章第 3-2 規則）及び「全船種の船舶の専用海水バラストタンク及びバルクキャリアの二重船側部の防護塗装に関する性能基準」が採択された。この改正等は、2008 年 7 月 1 日に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。

今般、この条約改正の発効予定日に先立ち、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成 10 年国土交通省告示第 379 号）において改正を行う。

2. 改正の概要

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域（船舶設備規程第二条第二項の区域を定める告示で定める区域（限定近海区域）を除く。）を航行区域とする総トン数 500 トン以上の船舶の

○二重船側部（船の長さ 150 メートル以上のバルクキャリアに限る。）

○専用海水バラストタンク

について、以下の措置を取らなければならないこととする。

- ① 塗料を塗る前に十分な表面処理を施すこと。
- ② 塗料は、均一な塗膜分布かつ十分な付着力となるように塗布すること。
- ③ 防しよく性能を長期間維持することを目的として、塗料の仕様、塗料の選択基準等について記録し、いつでも閲覧できるようにするとともに、保守及び修繕は、それら記録に基づいて実施すること。

3. 経過措置

当該告示施行前に建造契約が結ばれた船舶等については、以下の経過措置を定める。

- ・ 2008 年 7 月 1 日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、2009 年 1 月 1 日前に建造に着手されたもの）であつて 2012 年 7 月 1 日前に船舶所有者に引き渡された

ものについては、なお従前の例による。

4. スケジュール（予定）

公布：2008年6月上旬

施行：2008年7月1日